

社会福祉法人黎明会 求職者等に対するセクシャルハラスメントの防止に関する基本方針

当法人においては、求職者等に対するセクシャルハラスメントを防止し、公平で健全な採用活動等を推進いたします。

【求職者等とは】

- ・当法人の求人に応募する求職者。
- ・求職者以外の者であって当法人の事業所にて行う介護体験、介護実習等を受ける者。

【適用範囲】

採用や実習等に関わるすべての職員。

【求職者等に対するセクシャルハラスメントの防止に向けた行動指針】

- 1, 身体的接触、性的事実に関する質問（恋愛、結婚、性自認等）、容姿や服装、体型に関する発言はしません。
- 2, 私的な食事などの席に誘う行為、参加を強要することはしません。
- 3, 高圧的な態度で委縮させるような行為はしません。
- 4, 採用や実習等に関する面接、面談は事業所内にて複数の職員で行います。
- 5, 相談や苦情などを理由に内定や実習等の取消等、不利益取扱いはい行いません。

こうした取り組みを行う中で、当法人の職員等からセクシャルハラスメントの被害を受けた求職者等へは、適切な対応及びケアを行うとともに、セクシャルハラスメントを行った職員等に対しては、事実関係を踏まえ、厳正な処分を行うとともに、再発防止に努めます。

また、職員等がセクシャルハラスメント問題に対する関心と理解を深めるため、研修の実施や相談窓口の設置を行うなど、組織全体でセクシャルハラスメントの防止に取り組めます。

以上